

平成23年12月16日

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長代行
樋浦明夫 殿

徳島大学病院長
安井夏生

病院有期雇用職員の待遇に関する要望について（回答）

平成23年11月22日付けで要望のありました標記について、以下のとおり回答いたします。

①現場の声や問題点を集約する体制の実現について

看護部では、看護師長に対しては看護部運営会議を通じて、各担当部署の問題点等を報告するよう指示しております。また、看護師個人に対しては、年3回のヒアリングの際、直接意見を伝えることができるほか、看護部私書箱を設置し、現場の声を把握する体制を整えております。

今後は、より働きやすい環境作りに努めるとともに、意見・要望等については、「できることとできないこと」の説明を十分に行うよう努めていきたいと考えております。

②病院における有期雇用職員（看護助手）の雇用期限の撤廃を早急に大学側に要請することについて

病院は、医療を提供する必要上、多数の職種の職員が働いており、様々な要望が寄せられておりますが、病院経営上すべての要望に応えることは困難であります。常に要望を聞くという姿勢ではありますが、その必要性を判断することが病院長には求められており、今回の要望についても同様に検討した結果であります。

このようなことから、現時点においては大学側に看護助手の雇用期限の撤廃を要望する必要性を認めるまでには至っていませんが、今後、事情等の変化により、3年の雇用期限の見直しを行う必要があると判断すれば、これまでと同じように随時大学側に要望を行いたいと考えております。

③労働法にのっとり誠実交渉義務の履行について

これまでも組合から交渉や協議等の申し入れがあれば、これに応じ誠実に対応してきたところでありますが、今回、指摘があったような交渉等への対応が不十分であると受け取られたことに関しては、誠に残念であります。

病院側として、組合との交渉等においては、誠意をもって応じるという姿勢に変わりはありませんが、双方の主張の食い違い等が生じた場合には、自由な意見交換と十分な議論ができる場となるよう、また、今後も良好な労使関係が維持、構築できるよう努めていきたいと考えております。